

役務契約書（案）

発注者（以下、「甲」という）と受注者（以下、「乙」という）とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	令和 8 年度由利森林管理署官用自動車点検等業務
品名・物件名	令和 8 年度由利森林管理署官用自動車点検等業務
数量（単位）	1 式
仕様	別紙 1 「仕様書」 のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 契約単価については別紙 2 「令和 8 年度由利森林管理署官用自動車点検等業務単価表」 のとおり （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和9年3月31日
納入場所	由利森林管理署
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

甲 秋田県由利本荘市水林 4 3 9
分任支出負担行為担当官
由利森林管理署長 木村 秀樹 印

2

印

※紙による契約の場合は上記下線部分を記名押印とする。

※紙による契約の場合は上記二重下線部分を削除する。

別紙 1

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙「自動車点検整備等委託車両及び整備内容一覧表」（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

（１）契約相手方は、由利森林管理署庁舎から車両を引き取り、一覧表に定める点検・検査等を実施の上、由利森林管理署庁舎に返還するものとする。

（２）一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は、次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、工賃やエンジンオイル等部品代金を含むものとする。エンジンオイルについては、A P I 規格（ガソリン車については S G 品質を、ディーゼル車については C F - 4 品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

- (1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。
- (2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、分任支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

件名（項目）				数量 (a)	単位	単価（税抜）(b)	金額 (a)×(b)
自動車重量税	乗用自動車（自家用）	車両重量1.0トンまで（2年） ※13年未満		1	台	16,400	16,400
		車両重量1.0トンを超え1.5トンまで（2年） ※13年未満		3	台	24,600	73,800
	軽自動車（自家用）	軽自動車（2年） ※13年未満		1	台	5,000	5,000
		軽自動車（2年） ※13年経過		2	台	6,600	13,200
（A） 自動車重量税計				7	台		108,400
自賠責保険料	乗用自動車（自家用）	検査対象車 本土 24ヶ月契約		4	台	17,650	70,600
	軽自動車（自家用）	検査対象車 本土 24ヶ月契約		3	台	17,540	52,620
（B） 自動車損害賠償責任保険料計				7	台		123,220
継続点検 （車検）	基本点検技術料	乗用自動車（自家用）	車両重量1.0トンを超え1.5トンまで	3	台		
			車両重量1.0トンまで	1	台		
		軽自動車（自家用）	軽自動車	3	台		
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用自動車（自家用）	車両重量1.0トンを超え1.5トンまで	3	台		
			車両重量1.0トンまで	1	台		
		軽自動車（自家用）	軽自動車	3	台		
	下廻り防錆塗装料	乗用自動車（自家用）	車両重量1.0トンを超え1.5トンまで	3	台		
			車両重量1.0トンまで	1	台		
		軽自動車（自家用）	軽自動車	3	台		
	車内及び外回り清掃			7	台		
	保安検査確認	乗用自動車（自家用）	車両重量1.0トンを超え1.5トンまで	3	台		
			車両重量1.0トンまで	1	台		
		軽自動車（自家用）	軽自動車	3	台		
	継続検査代行	乗用自動車（自家用）	車両重量1.0トンを超え1.5トンまで	3	台		
			車両重量1.0トンまで	1	台		
		軽自動車（自家用）	軽自動車	3	台		
エンジンオイル交換 対象7台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ 当たり)			35	ℓ			
（C） 継続点検（車検）計				7	台		
定期点検 （12ヶ月点検）	基本点検技術料	乗用自動車（自家用）	車両重量1.0トンを超え1.5トンまで	4	台		
	車内及び外回り清掃			4	台		
	エンジンオイル交換 対象4台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ 当たり)			20	ℓ		
（D） 定期点検（12ヶ月点検）計				4	台		
（E） 作業料金計 （C） + （D）							
（F） 非課税分 （A） + （B）							231,620
（H） 消費税（E）＊10％							
（I） 合計 （G） + （H）							

別添

自動車点検整備等委託車両及び整備内容一覧表

令和8年度

No.	登録番号	車名	型 式	車台番号	取得 年度	車検 満了日	自賠責保険期間		自動車重量税 (次期)	自賠責保険料 (次期)	継続点検(車検)					定期点検	車内及び 外回り洗 浄	エンジン オイル交 換	備考 (実施予 定時期)
							自	至			基本点検 技術料	エンジン、 下廻り、ス チーム洗浄	下廻り防 錆塗装	保安検査 確認	継続検査 代行	基本点検 技術料			
1	秋田300ひ2673	スバル フォレスター	DBA-SHJ	SHJ-003789	H22	R9.12.19	R8.1.16	R10.1.16	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年 13年経過	自家用 乗用 本土 24ヶ月						○	○	○	11月
2	秋田580の7075	スズキ ジムニー	ABA-JB23W	JB23W-704706	H25	R9.2.19	R7.3.20	R9.3.20	自家用 軽自動車 2年 13年経過	自家用 軽自動車 本土 24ヶ月	○	○	○	○	○		○	○	1月
3	秋田580の5945	マツダ スクラムワゴン	ABA-DG64W	DG64W-402975	H25	R9.2.5	R7.2.6	R9.2.6	自家用 軽自動車 2年 13年経過	自家用 軽自動車 本土 24ヶ月	○	○	○	○	○		○	○	1月
4	秋田300め3606	ニッサン エクストレイル	DBA-NT32	NT32-530689	H27	R9.2.18	R7.3.19	R9.3.19	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	○	○	○	○	○		○	○	1月
5	秋田301さ1761	ホンダ VEZEL	DBA-RU2	RU2-1305544	H31	R8.10.31	R6.12.1	R8.12.1	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	○	○	○	○	○		○	○	9月
6	秋田301さ1762	ホンダ VEZEL	DBA-RU2	RU2-1305545	H31	R8.10.31	R6.12.1	R8.12.1	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	○	○	○	○	○		○	○	9月
7	秋田501め8284	ダイハツ ロッキー	5 BA-A210S	A210S-0010598	R2	R9.11.10	R7.12.7	R9.12.7	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月						○	○	○	10月
8	秋田502さ4669	ダイハツ ロッキー	3BA-A210S	A210S-0018252	R4	R10.3.5	R8.4.3	R10.4.3	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月						○	○	○	2月
9	秋田502す4697	スズキ クロスビー	4AA-MNN71S	MN71S-318249	R5	R9.1.21	R6.1.22	R9.2.22	自家用 乗用 車両重量1.0トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	○	○	○	○	○		○	○	12月
10	秋田480に7899	ニッサン クリッパー	5BD-DR17V	DR17V-753974	R6	R8.9.24	R6.9.25	R8.10.25	自家用 軽自動車 2年	自家用 軽自動車 本土 24ヶ月	○	○	○	○	○		○	○	9月
11	秋田502そ3690	スズキ クロスビー	5AA-MND1S	MND1S-105392	R7	R10.12.9	R7.12.10	R11.1.10	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月						○	○	○	11月

※引取り・引渡し場所

由利森林管理署庁舎（秋田県由利本荘市水林439）